

相続定期預金

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名	相続定期預金（スーパー定期預金、大口定期預金）														
2. ご利用いただける方	相続により取得した資金を1年以内にお預入れいただける個人のお客様														
3. 預入期間	・1年・3年の自動継続定期預金 (自動継続のみの取扱となります)														
4. 預入	預入方法	・一括預入													
	預入金額	・100万円以上、相続によりお受取りになられた資金の範囲内													
	預入単位	・1円単位													
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻いたします。														
6. 利息	適用金利	<p>① スーパー定期預金、大口定期預金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期間</th> <th>当初適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">組合員 (家族含む)</td> <td>1年</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非組合員</td> <td>1年</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・当初適用金利の適用は初回満期日までとなります。ご継続後の金利は、ご継続日当日の当該定期預金の店頭表示金利となります。</p>		期間	当初適用金利	組合員 (家族含む)	1年	0.45%	3年	0.50%	非組合員	1年	0.40%	3年	0.45%
		期間	当初適用金利												
	組合員 (家族含む)	1年	0.45%												
		3年	0.50%												
非組合員	1年	0.40%													
	3年	0.45%													
利払方法	単利型(スーパー定期預金・大口定期預金)	複利型(スーパー定期預金)													
	<p>・預入期間1年のものは、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。</p>	・満期日以後に一括して支払います。													
計算方法	・付利単位を1円(スーパー定期預金)、100円(大口定期預金)とした1年を365日とする日割計算	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算													
7. 税金	・個人・・・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。														
8. 手数料	—														
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優のお取扱いができます。														
10. 中途解約の取扱い	スーパー定期預金、大口定期預金に準じます。														
11. その他参考となる事項	<p>・金利情勢の変化等により、適用金利の変更または募集を中止する場合があります。</p> <p>・ATM、インターネットバンキングでのお取扱は出来ません。</p> <p>・一預金者の預入れは1店舗に限ります。</p> <p>・他金融機関でお受取りの相続預金等も対象となります。 【他金融機関で相続手続された場合の必要書類】 「相続手続完了時期」「お預けされる方が相続人であること」「相続により取得した金額」であることが確認できる書類をご持参ください。 (例) 金融機関に提出した相続手続依頼書写し、戸籍謄本写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し等</p> <p>・相続により取得した保険金、不動産や株券等の換金代金もお預入れ出来ます。</p> <p>・証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いが出来ます。</p> <p>・他の優遇との併用は出来ません。</p> <p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。</p>														

12・苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。</p> <p>【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。</p>
	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>

(以上)